

## 学童クラブの登所自粛による減免申請について

以下の減免項目に該当するため、学童クラブ費及び延長育成料の減免を申請します。

なお、当該月の欠席日数については、多摩市（学童クラブ）で集計した日数に一任します。

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする登所自粛及び登所を控えるよう依頼に協力したため、

当該月の学童クラブへの出席が一度もなかった場合、学童クラブ費等の全額免除。

当該月の学童クラブの欠席日数に応じて、学童クラブ費等の減額（欠席1日あたり学童クラブ費は290円、延長育成料は110円）。

※ 学童クラブ延長育成の日単位の一時的利用の延長育成料は、減額又は免除の対象になりません。

## 【欠席日数をご自身で申告する方】

欠席日数についてご自身で申告する場合は、**案内文に記載されている期日まで**に児童青少年課へご連絡ください。今後の申請手続きをご案内いたします。**連絡がなかった場合は、当申請内容に同意**したものと見なしますのでご了承くださいますようお願いいたします。

当減免の欠席日数について、以下のとおり申請します。

（原則**当該月の翌月5日**までに学童クラブまたは児童青少年課まで提出してください。）

児童名 \_\_\_\_\_ 欠席日数 \_\_\_\_月分 \_\_\_\_\_日

児童名 \_\_\_\_\_ 欠席日数 \_\_\_\_月分 \_\_\_\_\_日

※ 欠席日数の申告の際は、「学童クラブ費等減免申請書」とともに提出をお願いいたします。

## 【当減免申請に同意しない方】

当減免申請に同意をしない場合には、お手数ですが**案内文に記載されている期日まで**に児童青少年課へご連絡ください。当減免申請を取り消します。

## 【問い合わせ先】

多摩市子ども青少年部児童青少年課

TEL：042-338-6884